医政発 1014 第 16 号 令和 3 年 10 月 14 日

一般社団法人 日本臨床検査学教育協議会理事長 殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

3 文科高第 793 号 医政発 1014 第 15 号 令和 3 年 10 月 14 日

各国公私立大学長 各都道府県知事

文部科学省高等教育局長 (公印省略)

厚生労働省医政局長(公印省略)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について(通知)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(令和3年文部科学省・厚生労働省令第4号)が別紙のとおり令和3年10月14日に公布され、同日施行された。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、 これを十分留意するとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施に ついて遺漏のないようお願いする。

記

1、改正の趣旨

臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和45年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)第2条は、文部科学大臣及び都道府県知事が行う臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号に規定する学校又は臨床検査技師養成所の指定に係る基準について定めているところ、当該基準の一つとして、指定規則別表第一に定める教育内容を行うものであることとしており、また、同表中備考欄において、同表に掲げる臨地実習の実施に当たっては、指定規則別表第二に定める臨地実習の内容ごとに実施又は見学させる行為を行うこととしている。

今般、第204回国会において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)が成立し、また、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第202号)及び診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第119号)が公布され、令和3年10月1日から施行されることにより臨床検査技師の業務範囲が拡大されることに伴い、その養成課程について所要の見直しが必要となることから、厚生労働行政推進調査事業費(厚生労働科学特別研究事業)において、臨床検査技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、報告書がとりまとめられた。

当該報告書においては、指定規則別表第二に定める臨地実習において学生 に必ず見学させる行為について、消化管内視鏡検査を追加する等の方向性が 示されており、これを踏まえ指定規則について所要の改正を行う。

2、改正の内容

指定規則別表第二を改正し、臨地実習の内容ごとに見学させる行為を改め、 その他の実習の項の下欄(見学させる行為の欄)に「消化管内視鏡検査」を加 えることとした。

指定規則別表第二に備考を新設し、

- 中欄(実施させる行為の欄)に掲げる行為により得られた検査資料・検査結果を診療の用に供する場合は、実習指導者による確認が必要であること
- ・ 表に掲げる行為の実施や見学に当たっては、患者の同意を得て行うことを加えることとした。

その他所要の改正を行った。

以上

関する実習 生理学的検査に 実習

標準十二誘導心電図検査

実施させる行為

肺機能検査(スパイロメトリー)

別表第二 (第二条関係)

改

正

後

○厚生労働省令第四号

官

臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和三年十月十四日

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和四十五年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

正 前

改

(傍線部分は改正部分)

| | 덺 | 別表第二(第二条関係) | 係) | | |
|-----------------|---|-------------|------------------|-----------------|--|
| 見学させる行為 | | 実習 | 実施させる行為 | 見学させる行為 | |
| ホルター心電図検査のための検査 | | 生理学的検査に | 標準十二誘導心電図検査肺機能検査 | ホルター心電図検査のための検査 | |
| 器具装着 | | 関する実習 | (スパイロメトリー) | 昭具装着 | |
| 肺機能検査(スパイロメトリーを | | | (新設) | 肺機能検査(スパイロメトリーを | |
| 除く。) | | | | 除く。) | |
| 脳波検査 | | | | 脳波検査 | |
| 負荷心電図検査 | | | | 負荷心電図検査 | |
| 超音波検査(心臓、腹部) | | | | 超音波検査(心臓、腹部) | |
| 足関節上腕血圧比検査 | | | | 足関節上腕血圧比検査 | |
| | | | | | |

厚生労働大臣 後藤 茂之

文部科学大臣

末松

信介

| 羊区 | (亏外弗 233 亏) | 4 |
|--|---|---|
| 備 考 | | |
| 二 二 一 | そ の 他 の 実 習 | る実習検体検査に関す |
| を得て行うこと。 を得て行うこと。 を得て行うこと。 を得て行うこと。 を得て行うこと。 | 培養·Gram染色検査 血液型検査 | 血液塗抹標本作成と鏡検血液塗抹標本作成と鏡検 |
| | 移権 房・養便等一般検査、 メンテナンス作業(免疫学的検査、 メンテナンス作業(免疫学的検査、尿・ | ただい、そばでき、1878年で前1 的検査、病理学的検査、生化学的 精度管理(免疫学的検査、血液学 |
| <u>新</u> | | → 1V |
| 新設) | そ の 他 の 実 習 | る実習 検体検査に関す |
| | 培養・Gram染色検査 | 血液塗抹標本作成と鏡検血液塗抹標本作成と鏡検 |
| | 移進 房・養侵等一般検査、 ・ 強性 (免疫学的検査、 ・ 大ンテナンス作業(免疫学的検査、尿・ ・ 大ンテナンス作業(免疫学的検査、尿・ ・ 大の説明(検査手順 を含む。) ・ 大一ム医療(栄養サポート、感染 ・ 大一ム医療(栄養サポート、感染 ・ 大一ム医療(栄養サポート、感染 ・ 大一ム医療(栄養サポート、感染 ・ 大一ム医療(栄養サポート、感染 | きない。 まずい できない 前り検査、病理学的検査、生化学的精度管理(免疫学的検査、血液学 |

(施行期日)

官

木曜日

令和 3 年 1 O 月 1 4 日

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及 び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (経過措置)